

Lakshmikumaran &amp; Sridharan (株)サンガム IP

## インドにおける知的財産 審判委員会（IPAB）の 廃止 -その後-



L.バドリ・ ナラヤン エグゼクティブ パートナー (弁護士)	ヴィンデヤ・ S・マニ ジョイント パートナー (弁護士)	ヴィニット・ ババット 代表取締役 (弁理士)
---	---	----------------------------------

L. バドリ・ナラヤンは、インドのラクシュミクマラン&スリダラン法律事務所でエグゼクティブ・パートナーであり、知的財産法、会社法、投資法、税法の分野で活躍する弁護士、特許弁理士である。氏はニューヨークで弁護士資格も取得している。

ヴィンデヤ・S・マニは、インドのラクシュミクマラン&スリダラン法律事務所でジョイント・パートナーであり、弁護士である。氏は、商標庁、特許庁、植物品種保護登録所、高等裁判所、最高裁判所における知的財産権の異議申し立て／訴訟案件を担当する

株式会社サンガム IP は 2010 年に設立され、インドと、その周辺国の知的財産を専門に扱う会社である。特許・意匠・商標出願、知的財産の権利行使、知的財産関連の情報収集、セミナーなどのサービスを提供している。

### 概要

知的財産審判委員会（「IPAB : Intellectual Property Appellate Board」）は、1999 年商標法および 1999 年地理的表示法に基づく登録官の指示、指令、決定に対する不服申立（Appeal）を審理するために 2003 年 9 月 15 日に設立された。その後、1970 年特許法および 1957 年著作権法が改正され、これらに基づく登録官の指示、指令、決定に対しても IPAB で裁定できるようになった。

IPAB の設立以前は、知的財産庁の指示、指令、決定に対する不服申立の管轄は、デリー、ボンベイ、カルカッタ、マドラスなどの 4 つの高等裁判所であった。インド憲法の下では、ある高等裁判所は他の高等裁判所の判決に拘束されないため、同一または類似の問題について異なる高等裁判所が下した判決が互いに矛盾するようなことも起きていた。さまざまな種類の知的財産権に関する専門知識を有する技術者をメンバーとする IPAB のような単一のプラットフォームを設立することにより、インドにおける知的財産権の紛争に統一性と明確性がもたらされることが期

待された。しかし、IPAB は設立以来、さまざまな問題により、長期間にわたって機能不全の状況に陥っていた。

2021年2月13日、IPAB を含むさまざまな委員会を廃止することを提案する法案<sup>1</sup>が議会（Lok Sabha、インド連邦議会下院）に提出された後、世界各地の知的財産団体から政府に対して、IPAB の役割と重要性を強調し、法案に反対する陳情が多数寄せられた。

しかし、インド大統領は、IPAB を廃止する審判改革条例（Tribunals Reforms (Rationalization and Conditions of Service) Ordinance, 2021）（「条例」）を公布し、2021年4月4日からIPAB を含む5つの裁判所および委員会が即時廃止された。その後、廃止法案が国会で可決され、2021年8月13日に2021年審判改革法（Tribunals Reforms Act, 2021）として制定され、上記条例を置き換えた。

## 詳細

### I. IPAB の機能に関する問題と課題

IPAB の設立以来、その運用に関する一番の問題は、IPAB のメンバーが任命されなかったことである。IPAB は、数年前までに、議長（Chairperson）や特許技術委員（Technical Member for Patents）などの委員が退職し、その代わりのメンバーが任命されなかったため、IPAB の機能はストップしていた。委員会のメンバーが不在だったため、IPAB では膨大な案件が滞留した。例えば、IPAB の設立から約17年間のうち、約6年半、つまりIPAB の存続期間の約3分の1の期間、議長が不在になるなど、委員会メンバー不在の問題は顕著だった。

議長の不在と同様に、長い間、特許担当の技術委員の席も空席だった。インドの法律では、事件を審理するためには、最低でも1名の司法委員（Judicial Member）

---

<sup>1</sup> The Tribunals Reforms (Rationalisation and Conditions of Service) Bill, 2021、[http://164.100.47.4/BillsTexts/LSBillTexts/Asintroduced/19\\_2021\\_LS\\_Eng.pdf](http://164.100.47.4/BillsTexts/LSBillTexts/Asintroduced/19_2021_LS_Eng.pdf)

と1名の技術委員が必要となるように定足数（minimum quorum）が定められており、技術委員が不在の間は、IPABは特許に関する不服申立や取消を審理することができなかった。

IPABメンバーが任命されず、その結果としてIPABが機能しなかった大きな理由は、官僚主義による遅れであると広く考えられている。また、IPABの非効率的な運用の主な要因として、政府の財政不足によるIPABの独立性の欠如も挙げられている。

IPABの構成、機能、運用に関する問題の2020年2月現在の状況については先に掲載されている記事<sup>2,3</sup>に詳しく説明されているので参照されたい。

## II. 今後の展開

IPABの廃止に対しては、さまざまな反応がある。IPABの設立は、知的財産権問題に関する専門的な審判機関を提供することを目的としていたことは広く認められている。IPABの問題は、概念的なものではなく、運用上のものであったが、原因はなんであれ、IPABはその本来の目的を果たすことはできなかった。

IPABの廃止後の高等裁判所における知的財産関連の案件は、審理（ヒアリング、行政審問および無効審理を含む）の数が増加することが予想される。高等裁判所の仕事量は依然として多いが、知的財産案件を審理するシステムが高等裁判所で制度化されれば、IPABに比べて迅速な処理が可能になると考えられる。また、高等裁判所は、より質の高い法解釈を提供する可能性があり、それによって知的財産庁が下す指示・指令・決定の質も向上すると考えられる。

IPABでは案件管理にも問題があった。さまざまな理由で古い案件よりも新しい案件が先に処理されることが日常的であった。一方、高等裁判所での不服申立につ

<sup>2</sup> <https://www.globalipdb.inpit.go.jp/judgment/18234/>

<sup>3</sup> <https://www.globalipdb.inpit.go.jp/judgment/18236/>

いては、より明確で安定した時系列に従った処理が期待される。高等裁判所には案件管理に関して確立された機構が存在する。IPAB が廃止されたため、IPAB で処理されずに滞留していた案件が適切な優先順位で処理されることが期待される。

IPAB がその目的を達成することができなかった主な理由は、メンバーが任命されなかったことである。しかしながら、2020年8月の委員任命後、IPAB が廃止されるまでの間、前例のない速さで案件を処理したことは紛れもない事実であり、そのため、知的財産権に関する専門の裁判所の設立がより適切な方法で実施されていけば、成功したはずであった。

このような背景から、高等裁判所に専門的な知的財産部門を設置することが最善の方法ではないかと、弁護士や裁判官から提案されている。このようなシステムは、日本、中国、ドイツ、フランス<sup>4</sup>などの先進国で成功している。このような専門的な知的財産部門が高等裁判所内に設置されなければ、知的財産関連の案件が高等裁判所で既に係争中の案件の洪水の中に紛れ込んでしまう可能性がある。そのような知的財産部門の機能を実現するためには、あらたな規則を策定する必要がある。デリー高等裁判所は2021年10月9日付で「2021年デリー高等裁判所知的財産部門規則」を通知した。

インドの高等裁判所において、このような知的財産部門を設置する際の大きなハードルは、裁判官の欠員（空席）が多いことである。また、理想的には、知的財産関連の案件を扱った経験がある裁判官を知的財産案件の裁判に充てることで初めて裁定期間の短縮および質の維持につながる。また、知的財産部門に配属された裁判官の担当案件が頻繁に変更されたり、裁判官を他の部門に異動したりすると、知的財産案件の審理にかかる期間が延びてしまう。従って、裁判官の任期を長く安定したものにすることが必要である。長く安定した任期により、裁判官が知的財産問題に慣れるのに十分な時間を与え、その後の案件処理の迅速化につながる。

その第一歩として、デリー高等裁判所は、2021年7月7日に、知的財産権に関連する案件を取り扱うための知的財産部（Intellectual Property Division）を同裁

<sup>4</sup> <https://iipi.org/wp-content/uploads/2012/05/Study-on-Specialized-IPR-Courts.pdf>

判所内に設立したことを通知する政府指令を行った<sup>5</sup>。この政府指令によると、知的財産部は以下の管轄を有するとのことである。

1. 裁判官の合議体（Division Bench; 2名の裁判官で構成される裁判）で処理される事案を除く、知的財産権紛争に関するすべての原審（original proceedings）および不服申立
2. 今後新規に提起される知的財産権関連の訴訟
3. 知的財産権関連の訴訟、訂正審判、取消審判、その他の原審、商標記録官（Registrar）、特許管理官（Controller）、著作権記録官（Registrar）の指示、指令、決定に対する不服申立、および今までは知的財産審判委員会の管轄だったその他のすべての手続き

また、この政府指令によると、知的財産部は、現在作成中のデリー高等裁判所の知的財産部規則に準拠する。さらに、知的財産部での原審に関して、2018年デリー高等裁判所（原審）規則、商業紛争に適用される民事訴訟法規定、2015年商事裁判所法規定も適用される。知的財産部は現在、デリー高等裁判所内にのみ設置されているが、他の高等裁判所内に知的財産部を設置するか否か、どの高等裁判所内に知的財産部を設置するかについては、最高裁長官が随時通知することになっている。これらの政府指令<sup>6,7</sup>には、知的財産部に提起される案件の名称など、当面支払うべき裁判所手数料についても明記されている。

知的財産部の迅速な設立は、デリー高等裁判所におけるすべての知的財産権案件の申請、訴訟管理、審理、処理のプロセスを合理化するものであり、歓迎すべき一歩である。廃止されたIPABに係属中であった約3000件の案件もデリー高等裁判所に移管される。他の高等裁判所も同様に、自裁判所内の知的財産部に関する独自の規則やガイドラインを作成すると考えられる。しかし、現在のところ、他の高等

<sup>5</sup> Office Order No. 667/Original Side/DHC dated 07<sup>th</sup> July 2021.

<sup>6</sup> 同上

<sup>7</sup> Office Order No. 685/Original Side/DHC dated 13<sup>th</sup> July 2021.

裁判所は同様の通知を出しておらず、デリー高等裁判所以外の知的財産権案件はそれぞれの高等裁判所の既存の枠組みの中で裁かれることになりそうである。

また、特に特許や植物品種に関する問題については、技術的・科学的なアドバイザー（technical/scientific adviser）からなる技術諮問システムを導入することも提案されている。特許法第 115 条では、侵害訴訟や裁判所での手続きにおいて、裁判所が科学アドバイザーを任命し、科学アドバイザーに訴訟における事実関係の問題（question of fact）について調査を行わせることや報告させることができる」と規定されている。しかしながら、第 115 条の適用はケース・バイ・ケースで行われる。そこで、知的財産案件の迅速な裁定を行うべく、裁判官をアシストするために、高等裁判所は常任または派遣ベースで科学アドバイザーを雇うことを検討すべきである。科学アドバイザーが独立した、偏りのない意見を提供すると考えられる。さらに、このような方法をとることで、裁判官は必要に応じて科学アドバイザーとより頻繁にコミュニケーションをとり、議論することで適切な審理ができる。

IPAB の廃止が利用者に不利な影響を与えないようにするためには、知的財産案件の裁定のための規則を迅速に作成することが重要である。このような規則は、インド全土での統一性を確保するために、政府との協議とともに、高等裁判所が協調して策定することが望まれる。

注目すべき重要な問題の 1 つである管轄権に関する問題は、未解決である。すなわち、インドの 4 か所（コルカタ、ニューデリー、ムンバイ、チェンナイ）に設置されている特許庁<sup>8</sup>は 4 つの高等裁判所の管轄下にあり、また 5 か所（コルカタ、ニューデリー、アーメダバード、ムンバイ、チェンナイ）に設置されている商標庁は 5 つの高等裁判所の管轄下にあることが問題を複雑にしている。どの特許庁・商標庁の指示、指令、決定に対する不服申立をどの高等裁判所が管轄するかは、まだ決まっていない。さらに、ある特許庁に提出された特許出願を他の特許庁にいる特許管理官（審査官）が審査することもある。出願を受理した特許庁の所在地に基づ

<sup>8</sup> 「インド特許実務ハンドブック」、一般社団法人発明推進協会、2018 年 11 月

いて管轄高等裁判所を決める方法や出願を審査した特許管理官（審査官）の所在地に基づいて管轄高等裁判所を決める方法も考えられる。

訴訟関連の書類について、オンラインで提出できるようにするとともに最初から統一されたフォーマットにすることも重要である。また、迅速化および利便性の観点から、ビデオ会議方式による審理が可能であることが望まれる。これにより、特許管理官や商標記録官、さらに出願人や権利者が審理に参加でき、自己の見解を効率的に述べることが可能になる

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)